

あなたのマンションの管理は大丈夫ですか？

墨田区

分譲マンションの健康診断制度

早期発見・早期治療
が重要です。

管理が適正にされていないマンションは、
居住環境、資産価値の低下につながります。

診断を受けることによって、マンション
の現状を正しく認識し、改善のために
必要なポイントを知ることができます。



内容

マンション管理の国家資格を有するマンション管理士が、ヒアリング、関係図書の閲覧等により、管理状況の診断を行います。その後、診断結果をまとめた「診断書」及び課題解決までの手順を示す「改善工程表」をお渡しします。

対象

墨田区内の分譲マンション

詳しい資格要件については裏面をご確認ください。

費用

診断の費用は、**無料**です。

資格要件

診断を受けられるのは、次の1から4の要件を満たすマンションの管理組合です。
(管理組合が組織されていない場合は区分所有者1名以上でも可)

- 1 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」に基づく管理状況の届出を行っていること。
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - 管理組合が組織されていないこと。
 - 管理者等が設置されていないこと。
 - 管理規約がない又は分譲時から改正されていないこと。
 - 年1回以上の総会開催及び総会議事録がないこと。
 - 管理費が適正に設定されていないこと。
 - 修繕積立金が適正に積み立てられていないこと。
 - 長期修繕計画が作成されていない又は作成しているが見直されたことがないこと。
 - 計画的な修繕が実施されていないこと。
 - その他マンションの管理運営に課題があること。
- 3 過去3年以内に本制度による診断を受けていないこと。
- 4 他の区分所有者と診断結果を共有すること。

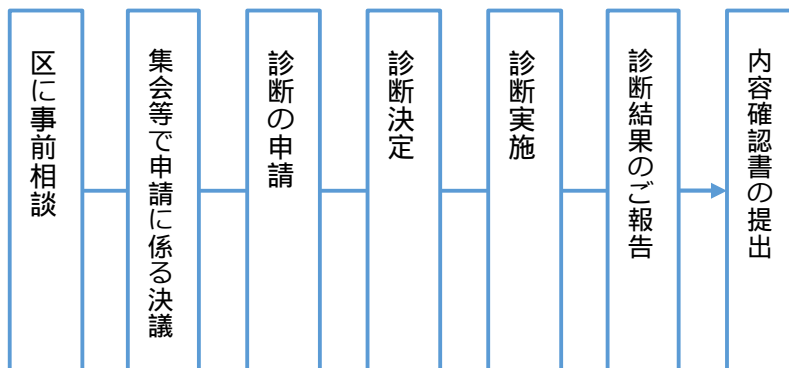
時間及び会場

【時間】 診断に要する時間 2時間以内

結果のご報告に要する時間 2時間以内

【会場】 集会室、管理室、近隣の集会所等、書類が確認できる場所をご用意ください。

申請の流れ



申請要件を満たしているか区に事前相談を行います。
集会等で制度を利用することについての決議をとります。
申請書に内容を記載して希望日の2週間前までに申請します。
区から診断決定通知を送付します。その後、マンション管理士から日程調整のご連絡があります。
診断を実施します。
診断結果のご報告を行います。
2週間以内に診断内容確認書をご提出ください。また、診断結果は他の区分所有者にも周知してください。

問合せ先

墨田区都市計画部住宅課（区役所9階）

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6215